

ル模様ナキヲ以テ何等対策ヲ施サズ成行注視中ナリ

八取締状況

工場所在地相生警察署に於テハ、警視本部所在地西平野警察署ト連絡ヲ取り視察取締に着手し居レルカ未夕警察事故ノ発生ヲ見ス
右及申(通)報候也

別記 要 求 書

一、遊藝社松尾ノ解雇命令ノ即時取消コト

理由 遊藝社松尾ノ會社側解雇理由ハ、言談不謹慎ト云フガ事ハ會社側ノ云

フ外ハ只單ナル理由トシテ一部幹部ノ威カ擴張ノ策動ヲ起セル

モノト認メテ解雇即時取消ヲ要スルモノナラン

二、伊原深次郎山田松雄ノ両君カ畜工場ニ在候シテ井夕イラバ畜工場全従業員ノ親

睦ヲ攪乱サレルコトニ依ツテ両君ヲ排除スルモノデアラン以下 略

三、食堂ヲ即時設置サレ度シ

四、七月並ニ十二月ノ両月ハ勤勞賞與制ヲ実施スルコト

五、家族死亡ノ場合ハ一週間ノ公休ヲ與ヘ善ニ同給金額ヲ支給スルコト

六、全従業員ニ對シテ日給ノ二割ヲ昇給スルコト

但シ男工一月八枚以下女工一月以下

七、全従業員ニ對シ毎年二回ノ昇給ヲ行フコト但シ七月及十二月々々コト

八、新従業員ニ對シテ割増金ノ既當ハ即時支給スルコト

九、切斷部ノ運搬人ニ對シテ後亦通リ物おキ當金ヲ來リ支給スルコト

十、労働組合加入ヲ確認スルコト

十一、公傷ノ場合ハ會社側ニ於テ日給ノ四割ヲ支給スルコト